平成２７年度　第１回　松阪市入札等監視委員会　議事録

開催日時	平成２７年５月２７日（水）　午前９時００分～９時４５分
開催場所	特別会議室、市長応接室
出席者	委員長　楠井　嘉行（弁護士） 副委員長　村田　裕（名城大学法科大学院教授） 委員　坂本　聰子（司法・行政書士） 委員　坂本　昇（税理士）
	（意見書提出時） 山中　市長 小牧　副市長 中出　総務部長
事務局	岡野　公共工事適正化担当参事 刀根　契約監理課長 湯川　調達係長　　渡邊　契約係長
議題	●「平成２６年度入札制度及び運用に関する意見書」について ● 市長への意見具申 ● 今年度の開催予定について ● 次回開催日及び抽出委員の選定について

委員	松阪市
●「平成２６年度入札制度及び運用に関する意見書」について　（場所：特別会議室）	
・「平成２６年度入札制度及び運用に関する意見書」の内容について、委員において最終確認を行う。 ・近年、国の経済対策による公共投資の増加などにより、建設業界を取り巻く環境に動きが出てきており、現場における人手不足、資材高騰など様々な状況も聞き及んでいる。本市でも入札参加者の減少、入札不調の顕在化など環境の	

変化が感じられるなか、当委員会は入札及び契約手続き、制度のあり方について、公正性、透明性、競争性と品質確保の観点から審議を重ねてきた。今後引き続き、本市独自の柔軟性のある制度構築に向け、本日この意見書を提出するものである。	
●市長への意見具申　（場所：市長応接室）	
（委員会） ・「平成２６年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき「災害復旧工事の入札不調対応」、「低入札価格調査制度の導入とその評価」、「早期発注と平準化」、「災害復旧工事に向けたインセンティブ発注制度の構築」、「不良・不適格業者の排除」、「工事委託業務における品質確保」、「地域要件の設定」などについて、全体を通して項目ごと楠井委員長から意見説明を行い、その後各委員から追加説明を行う。 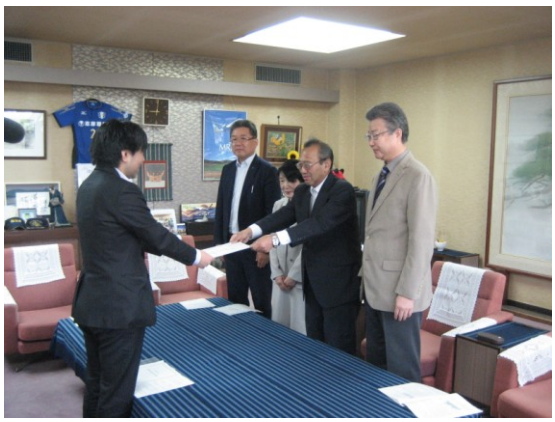 	（松阪市：市長等） ・入札制度については長年に亘り検討が進められる中、本市の入札制度は平成 14 年から談合防止を機軸とし制度改革を進めてきている。競争性の阻害、談合防止などについては監視委員会においても常日頃、特に重点的に監視いただきご意見も頂戴している。私自身もこれらの点については、更なる競争性、談合防止の構造改革に取り組みたいと考え進めてきたところ。 本日の意見書においても中心的な位置付けで評価をいただいた低入札価格調査制度。昨年度から試行を始めたこの制度については、監視委員会からのご指導も受け、双方の過度な事務負担を避けつつも、単に安価な受注を求めるのではなく、ダンピングを防止し、適正な価格競争、企業努力の結実に繋ぎ、新しい松阪モデルとして制度設計ができたこと、そして試行の結果一定の効果が生まれたことについては、本当に大きく進歩した一年であったと考えており、10 年来の課題が解決へと向かっている。 ・低入札案件については今年度も 10 件以上は対象案件とし進めることになると考えている。試行を進める中、入札結果において制度上の課題点についてはしっかりと見極め、様々な効果や課題点など総合的に判断し、制度熟成と対象案件の拡大について検討していきたい。 制度のあり方に対しては、従来制度のまま最低制限価格を引き上げることが望ましい、と関係者側からは要望されるところであるが、それでは単に市民負担が増える事になる。その様な

・試行導入された低入札価格調査制度については、非常に効果があった制度導入と評価をしたい。今後も引き続き試行継続されたく、試行の結果を踏まえた不都合や課題点などについては再考され、より良い制度構築に向け進められたい。また、対象工事については現在のところ１億円以上の案件に限っているが、総体的に効果的と判断できれば対象案件の拡大も視野に進められたい。

・災害復旧工事については、やむを得ず不調となるケースがある。様々な要因があろうかと思うが、受注意欲、入札参加に向けた動機付けができるようなインセンティブ発注制度について検討されたい。

・昨年度における災害復旧工事入札の不調の際には、再度発注や契約締結に向けた対策を迅速にとられ、現場への影響を最小限に収められた。災害復旧工事の性質として、どうしても災害発生の時期が通常工事発注、施工時期と重なる事や、施工現場条件が悪いなど、参加者減少、不調発生の可能性が高くなるものであるが、今後も様々な対策により取り組まれたい。

中、今回改めて監視委員会からも低入札価格調査制度について評価いただいた事をありがたく、しっかり受け止め、そして、制度構築においては様々な角度で考慮しながらも、中立性、公正性、競争性を原則とし進めたい。本当にこの件については、近年監視委員会からも熱く、厳しく、ご意見ご指導をいただいてきた事が実ってきたものと考えている。私も任期中には解決したいと思っていた案件。本格実施に向けしっかりとした覚悟をもって進めさせていただく。

・インセンティブ制度の構築については、今後進めるべきと考えている。

昨年度においては保護司会との連携において、保護観察等対象者の雇用受け入れ等について、協力雇用主制度と連動させた特別点数加算制度を新設しスタートしたところ。

ご意見としていただいた、優良工事施工者や災害協力者への優遇制度については前向きに検討したい。それらインセンティブ付与のあり方については、当然の事ながら、公平性や品質確保の前提を留意しながらしっかりと進めて行きたいと考えている。

・工事委託業務の品質確保としてご意見をいただいた最低制限価格の設定については、過去の経緯や近年県下の状況など総合的に判断し、今後将来の品質確保の維持のため、最低制限価格算出率を予定価格の 75%に改めたところ。工

・建設業の労働条件、労働環境の観点から、特に社会保険未加入業者に対する対策については、近年国県でも進められているところ。労働環境の改善は、将来の建設業界の安定継続を目指す上でも必要であるし、経費負担をしない未加入業者が結果的に入札・施工上で経費的有利になるなど不合理もある。未加入業者に対する指導や加入促進につながる入札制度上の制限など、周知期間を取りながら対策を進められたい。

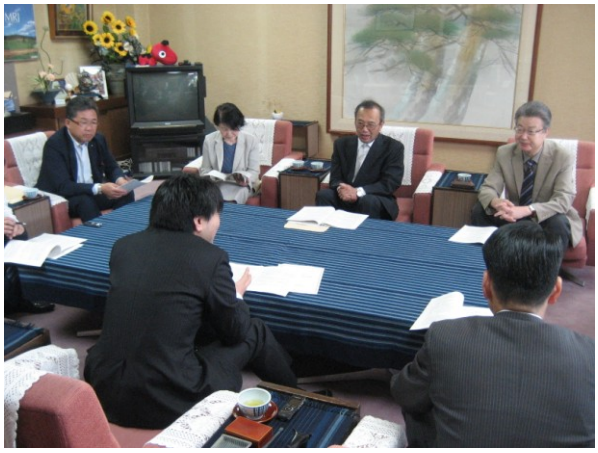

事については、現在のところ算出率 85%であり、同様の検討の結果据え置きとしている。

・入札制度について、建設業界の立場からすれば、中立公正性に加えて、利益を求める必要がある事は当然に承知している。

近年公共事業をはじめ建設業が活性化してきており、受け手、人手不足など言われる中で、中立公正性、既存制度などを毅然と通していくことが難しい時代でもあるが、その様な時代であるからこそ、入札におけるしっかりとした競争性が発揮されるあり方、環境づくりを進めて行きたいと考えている。

・災害復旧工事の不調に対しては、現場影響を最小限度にするため様々な対策を進めた。原因としては人手不足や工期設定が大きな要因と考えている。災害復旧工事の受け手となる市内業者の育成なども課題としている。現在の発注基準においては、一定規模の工事に対し、品質確保ための条件として過去の経験、履行実績を求めている。品質確保のためとは言え、実績条件を高めると競争性は下がり、品質確保と競争性確保は相反する性質のものと言える。一定の競争性のもと、より良い品質確保を図るためには市内業者の経験、実績を積む環境をどの様に作っていくのか、しっかりと留意しながら本日いただいた意見も含め考えていきたい。

・松阪市入札等監視委員会の皆様におかれては、業界側からの意見など受ける事もあるかも知れないが、本当にしっかりとした中立の立場で、本市に対しての厳しい意見を頂戴していることについて改めて感謝申し上げる。そのような真摯な取り組み、監視、分析、議論を継続いただいたことが、新しい松阪市入札制度の出発点に結びついたのだと考えている。今後においても、引き続き厳しくご指導いただくようお願い申し上げたい。

●今年度の開催予定について　　（場所：特別会議室）	
・定例会議は、原則として７月（抽出対象：４月～６月）、１０月（同：７月から９月）、１月（同：１０月から１２月）及び３月（同：年度全般）に開催するものとする。	
●次回開催日程及び抽出委員について	
・次回開催日を平成２７年７月２９日（水）１０時からとする。 ・抽出委員は村田委員とする。	